

平成 29 年

第 2 回大阪広域水道企業団議会  
(7 月臨時会)

提出議案

(第 1 号議案～第 3 号議案)

(第 1 号報告～第 2 号報告)

## 目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件・・・・・・・・・・	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件・・・・・・・・	3
第 3 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・	5
第 1 号報告	平成 28 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・・・・・	9
第 2 号報告	平成 28 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・	11

第1号議案

大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年7月27日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u> に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (4)－(7) (略)</p> <p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第31条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者 <u>(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))</u> の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のもに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求) 第32条 (略) (1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集された</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。  (4)－(7) (略)</p> <p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第31条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者 <u>(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のもに限る。)</u> に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求) 第32条 (略) (1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集された</p>

<p>とき、第7条(第3項及び第4項を)を除く。若し第7条の2の規定に反して利用されるときは、保管に違反しているときは、第20条の規定に違反しているときは、第29条の規定に違反しているときは、第9項に規定する特定個人情報(番号法第2条第2項に規定する特定個人情報)の記録が著しいとき、その利用の停止又は消去</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>とき、第7条(第3項及び第4項を)を除く。若し第7条の2の規定に反して利用されるときは、保管に違反しているときは、第20条の規定に違反しているときは、第28条の規定に違反しているときは、第9項に規定する特定個人情報(番号法第2条第2項に規定する特定個人情報)の記録が著しいとき、その利用の停止又は消去</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年7月27日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第4条 (略) (1) - (5) (略) (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用の申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u> (7)・(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第5条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保</u></p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第4条 (略) (1) - (5) (略) (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと<u>その他</u>の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。  (7)・(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第5条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと<u>その他</u>の育児休業の期間の延長</p>

<p> <u>育所等における保育の利用の申込みを行</u>  <u>っているが、当面その実施が行われない</u>  <u>ことその他の育児休業の期間の延長の請</u>  <u>求時に予測することができなかつた事実</u>  <u>が生じたことにより当該育児休業に係る</u>  <u>子について育児休業の期間の再度の延長</u>  <u>をしなければその養育に著しい支障が生</u>  <u>じることとなつたこととする。</u> </p> <p> (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起  算して1年を経過しない場合に育児短時間  勤務をすることができる特別の事情)  第9条 (略)  (1) - (6) (略)  (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院し  たこと、配偶者と別居したこと、<u>育児</u>  <u>短時間勤務に係る子について保育所等</u>  <u>における保育の利用の申込みを行って</u>  <u>いるが、当面その実施が行われないこ</u>  <u>とその他の育児短時間勤務の終了時に</u>  <u>予測することができなかつた事実が生</u>  <u>じたことにより当該育児短時間勤務に</u>  <u>係る子について育児短時間勤務をしな</u>  <u>ければその養育に著しい支障が生じ</u>  <u>ることとなつたこと。</u> </p>	<p> の請求時に予測することができなかつた  事実が生じたことにより当該育児休業に  係る子について育児休業の期間の再度の  延長をしなければその養育に著しい支障  が生じることとなつたこととする。 </p> <p> (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起  算して1年を経過しない場合に育児短時間  勤務をすることができる特別の事情)  第9条 (略)  (1) - (6) (略)  (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院し  たこと、配偶者と別居したこと、<u>その他</u>  <u>の育児短時間勤務の終了時に予測するこ</u>  <u>とにより当該育児短時間勤務に係る子に</u>  <u>ついて育児短時間勤務をしなければそ</u>  <u>の養育に著しい支障が生じることとな</u>  <u>つたこと。</u> </p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3号議案

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

# 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

## 第1章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為の限度額を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前	補 正 後
旧取水施設撤去工事	172,692 千円	185,692 千円

平成29年7月27日提出

大阪広域水道企業団企業長 竹 山 修 身

# 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算説明書目次

## 第1章 水道用水供給事業

	頁
債務負担行為に関する調書-----	8

債務負担行為に関する調書(水道用水供給事業)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生見込額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	企 業 債	そ の 他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
旧取水施設撤去工事	185,692	—	—	平成30年度	185,692	0	0	185,692

## 第 1 号 報 告

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算  
書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、  
平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に關す  
る計画について、次のとおり報告する。

平成29年7月27日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	受託工事収入	損益勘定留保資金			
水道事業 資本的 支出	建設 改良費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	工事関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、やむなく繰越しを必要とした。
			39,733,326,032	36,905,733,850	902,973,422	0	0	16,255,080	886,718,342	1,924,618,760	0	
			26,241,746,032	23,414,155,449	902,973,422	0	0	16,255,080	886,718,342	1,924,617,161	0	
		改良事業	24,318,031,032	21,546,116,207	886,718,342	0	0	0	886,718,342	1,885,196,483	0	
		受託事業	163,825,000	127,824,912	16,255,080	0	16,255,080	0	19,745,008	0		

## 第 2 号 報 告

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告する。

平成29年7月27日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越しを要 するたな即資産 の購入限度額	明 説
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
工業用水道事業 資本的支出	建設改良費	増補改良事業	5,581,167,099	2,782,089,667	181,424,880	円	円	円	円	2,617,652,552	円	工事関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、やむなく繰越しを必要とした。
			2,509,227,099	1,710,150,017	181,424,880	円	円	円	円	617,652,202	円	
			2,509,227,099	1,710,150,017	181,424,880	円	円	円	円	617,652,202	円	